



受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
3	平成31年4月15日	市長（都市整備部）	都市計画課	下記の工事等に係る金額入り設計書 平成30年度取手市立地適正化計画策定業務委託	全部開示
4	令和1年5月8日	教育委員会	図書館	1. 要綱のみによる規則のみによって図書の貸し出しを制限することが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条①の「法令又は条例に違反しない限度」との規定に違反せず、地方自治法第14条の規定する「権利の制限」に該当しない法的根拠を訂する法令の文書を示せ。 2. 前記自治法第14条の2に該当する取手市立図書館の条例を示せ。 3. 前記地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、前記自治法より法律として優位にある法令を憲法を含めて示せ。 4. 過去及び今後にわたり、前記1の条例に抛らぬ貸し出し制限が、前記1, 2, 3のすべてに照らし合法であることを証する法的根拠を示す法例条文（憲法を含む）をすべて示せ。	不開示 (文書不存在)
5	令和1年5月14日	市長（総務部）	市民課	1. 「印鑑登録に関するご注意」なる公文書が、当該文書中「保証人登録」なる文言を変更（一部削除）しただけで法的拘束力を持つ法的根拠を有することを証する法令等の文書を示せ（すでに取手市は当該公文書自体を法的拘束力を持たぬ事実を認めている）。 2. 前記1の「ご注意」なる公文書が、現行「取手市印鑑条例」の定め範囲内で前記条例に基づくことを、地方自治法第14条の規定の全体に照らしてそれに従っている法的根拠を証する法令等の文書を示せ。 3. 前記取手市印鑑条例第12条第3項「個人番号カードを使用して自ら暗証番号その他必要な事項を記入すること」によらねば、前記条例第1項および第2項によらぬ限り、印鑑登録証の交付を受けられぬことになる。これに対し前記1の「ご注意」は、いかなる条例上の拘束力を持つか。法的拘束力を持つことを証する法令等の文書を示せ。 4. 前記3の、主として「個人番号カード」を持たず、しかも前記「ご注意」が法的拘束力を持つことを取手市がその法的拠を示すことができぬ場合、取手市は印鑑登録証を発行しないのか（●●●●はすでに前記カードの提示なしに、前記登録を行っている）？この場合、取手市は地方自治法第2条②、③「地方公共団体の事務」を遵守することになるか？遵守を法的に証する法令等の文書を示せ。 5. 前記4に照らし、前記4の前半に示した印鑑登録証を発行しなかった場合、前記自治法の②、③および前記自治法第14条に従い、条文条文を改正する必要性が生じると考えられる。条文改正の用意を示す公文書を示せ。 6. 前記すべてを踏まえ、取手市は前記1の「ご注意」を廃止した上で、前記5の条例を改正すべきと考えられる。当該条例を改正しなくてよい法的根拠を証する法令等を示せ。	不開示 (文書不存在) (存否応答拒否)
6	令和1年5月24日	教育委員会	図書館	1. ●●●●年●●●●日付の当該●●●●●●●●に対する「●●●●●●●●」を理由とする●●●●通知について、かねて教示済みのとおり、地方自治法第2条②により、自治体の運営は必ず法令に抛らねばならず、当然、法令は自治体に存在する。取手市に当該案件に関する法令が存在しなくてよい法的根拠を証する法令等の公文書を示せ。 2. これも教示済みのとおり、地方自治法第14条②において、当該条例が存在せぬ以上、●●●●●●および取手市立図書館の利用者全員は要綱のみによる規則によって図書の貸し出し制限を受けることはあり得ぬ。また取手市教育委員会は、これを制限できぬ。当該処分を行うことができる法的根拠を証する公文書等を示せ。 3. 前記1, 2に照らし、過去教育委員会は地方自治体にとっての最高法規である地方自治法の規定による前記制限を正当とする根拠を一切、●●●●●●に示した事実が存在しない。前記自治法および自治法より上位にある規則を示せ。	不開示 (文書不存在) (存否応答拒否)





受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
11	令和1年6月18日	教育委員会	公民館	<p>1. 取手市立公民館図書室の運営に関し、取手市立図書館が公民館図書室に存在する図書（とりわけ戸頭公民館図書室）について、取手市立図書館管理運営規則第14条と取手市立図書館利用制限要綱第2条の別表により、●●●●年●月●日付の●●●●●●●●に対して●●●●。この法的根拠を証する文書を示せ。</p> <p>2. 公民館の要綱のみによる公民館図書室または取手市立図書館にかかる条例規則等について、要綱以外に、法的拘束力を持つ（当然、要綱に法的拘束力がある法的根拠を証する文書があれば、それを含む）法的根拠を証する文書を示せ。</p> <p>3. 前記2に関し、住民が法令、行政実例、判例等に照らし、あらゆる分野で住民が従わねばならぬ義務を強いることができる（それを定めている実例）実例を、他のあらゆる自治体における多くの実例を示せ。</p> <p>4. 取手市住民が戸頭公民館図書室において、取手市立図書館利用制限要綱のみによる取手市立図書館管理運営規則に従わねばならぬ法的義務を証する文書をすべて示せ。</p> <p>5. 前記4に関し、取手市立戸頭公民館（または取手市立図書館）の図書について、たとえば取手市立図書館管理運営規則第14、15、16条等に照らし、図書の館外借り出しが住民の当然の権利でないことを法的に証する法令等の文書を示せ。</p> <p>6. 現在また過去、取手市立公民館図書室に存在する図書のすべては取手市のどの組織の所有に属し（行政財産であるはず）その運営はどの法令に従っているか、その法的根拠を証する文書を示せ。</p> <p>7. 本請求日の時点で、前記6の戸頭公民館図書室に存在する館外貸し出しおよびその管理について、取手市立図書館設置条例、前記2図書館管理運営規則、前記要綱等に従わねばならぬ法的義務を証する法令等を示せ。（前記2、4、5、6にかかわる）。</p>	不開示 (文書不存在)
12	令和1年6月25日	市長（総務部）	市民課	<p>1. 「印鑑登録に関するご注意」なる公文書は現在（本請求書請求日現在）、利用者住民に発効されているか、発行されている場合は当該文書を示せ。</p> <p>2. 前記1の文書が発行されていない場合、印鑑登録証は法的拘束力を持つ何によって発行されているか。当該文書を示せ。</p>	部分開示 (文書不存在)
13	令和1年6月25日	市長（総務部）	市民課	<p>1. 「●●●●年●月●日作成」とある公文書について          条例第3条第2項の文言「代理人」とは、いかなる個人または団体を指すか、当該条例および規則に定められていないにもかかわらず前記年月日作成とある公文書（「印鑑登録に関するご注意」なる公文書には、「代理人」なりえる法的資格が定められていないにもかかわらず、前記公文書（条例規則の条例文言にも存在しない）では、「代理人」なる文言が唐突に出現する。取手市の条例規則及び法的拘束力不明の、前記「ご注意」なる公文書の「代理人」の義務に関する法的根拠を証する文書を示せ。</p> <p>2. 前記「印鑑登録に関するご注意」なる公文書は、利用者住民に示されれば、利用者住民はそれに従わなければならぬ「告知」または「告示」と理解する。法的拘束力のない公文書を利用者住民に住民に示すこと自体が条例規則の条文に文言を持つ事実を提示し得ぬ限り、違法の疑いを生じかねない。当該「ご注意」なる公文書が正確に条例：規則に従っている根拠を当該条例の文言に則して示せ。</p> <p>3. 取手市印鑑条例施行規則第9条の「条例及びこの規則に規定する印鑑登録申請書等の様式は、次の表のとおりとする」とある、そのすべての様式に「前記印鑑登録に関するご注意」なる公文書の規定文言およびその「様式」が含まれていない法的根拠を前記1、2に照らして示せ。</p>	部分開示 (文書不存在)













受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
32	令和1年8月16日	教育委員会	図書館	<p>1. ●●●●年●月●●日頃●●●●に届いた「貸出停止処理件数」なる公文書3通のうち、「平成30年度」の文の「該当者数28人」「未返却冊数70冊」について、取手市立教育委員会は該当者および未返却冊数に対し、本請求日現在、いかなる法的措置を講じたか。法的措置を講じた事実を証する文書をすべて示せ。</p> <p>2. 取手市教育委員会図書館は、●●●●に対し、過去●度以上、新たな図書の貸し出しを停止している事実がある。この事実が地方自治法第2条②、前記自治法第14条②に照らし違法であることは夙に教示してある「権利の制限をするには条例を定めなければならない」旨の義務規定によるから、この前記自治法に照らし、この貸し出し停止処分が違法でない法的根拠を前記自治法第14条②のみに照らして、法的根拠を証する文書を示せ。</p> <p>3. 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第15条条文には、「法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる」とある。この条文自体、前記2の前記自治法第14条②に照らし、図書貸し出し停止を定めた条例が存在しない限り、違法であり、従って教育委員会は前記に関する規則を定めることができない。 前記自治法違反の教示にもかかわらず規則のみにより図書貸し出しを停止している事実の法的根拠を証する文書をすべて示せ。</p>	不開示 (文書不存在) (存否応答拒否)
33	令和1年8月27日	教育委員会	図書館	<p>1. 「●●●●/●/●●作成」なる日付による「図書館利用の皆様へ」なる葉書が●●●●に届いた。その表面に「この通知は取手市立図書館管理運営規則第14条の規定により、通知するものです」とある。 前記規則は地方自治法第14条②および前記自治法第2条②、また前記自治法第2条⑦により無効であり、さらに●●●●が送付した内容証明付郵便において、自治体の要綱が住民に対し法的拘束力を有さず、その要綱のみによる規則も法的拘束力を有さず（ちなみに、取手市教育委員会は前記自治法の定めについて、これまで一切答えていない）、それにもかかわらず要綱の法的拘束力について一切触れず、ただ規則のみによる旨、前記葉書の文面は主張している。 前記については、夙に●●●●が繰り返し前記自治法の定めを照らして適法でない旨教育委員会に教示しているにもかかわらず、前記規則により図書の貸し出しを停止している事実からも明らかである。 前記葉書の「規則14条の規定」が前記自治法に照らして適法である法的根拠を証する文書を示せ。</p> <p>2. 前記規則が抛る要綱が住民に対して法的拘束力を有する根拠を証する文書を示せ。</p> <p>3. 取手市教育委員会は、本件に関する前記自治法の規定に関し、前記委員会が前記自治法の規定に従わなくてよい法的根拠、およびその法的根拠が前記委員会に存在しなくてよい法的根拠を証する文書をともに示せ。</p> <p>4. 法令条文の存在しない自治体は存在しない。取手市教育委員会は何によって前記自治法第2条②の規定を遵守しているのか。その抛る文書を示せ。</p>	不開示 (文書不存在) (存否応答拒否)
34	令和1年9月6日	市長（建設部）	管理課	<p>H29～R1までの 要望・陳情処理（広報聴課より） 管理課メール・市メール 要望 に関わる管理課管理係に関する記録</p>	部分開示 (個人情報) (法人情報)



受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
41	令和1年9月17日	教育委員会	指導課	①茨城県取手市公立学校●●（茨城県取手市立●●●●●学校●●）●●●●に係る、●●●●（●●●●）年●月●●日取手市立●●学校の●●の自殺事案に係る調査委員会の調査報告書の調査にあたり、資料等として作成、取得された文書、図画、電磁的記録の一切 ②同●●●●に係る、市教委調査委員会（平成28年3月16日設置議決、平成29年6月12日解散）の調査にあたり、資料等として作成、取得された文書、図画、電磁的記録の一切 ③同●●●●に係る、茨城県教育委員会の●●●●年●月●●日人事発令通知書の発令にあたり、資料等として作成、取得された文書、図画、電磁的記録の一切	不開示 (存否応答拒否)
41	令和1年9月17日	教育委員会	教育総務課	①茨城県取手市公立学校●●（茨城県取手市立●●●●●学校●●）●●●●に係る、●●●●（●●●●）年●月●●日取手市立●●学校の●●の自殺事案に係る調査委員会の調査報告書の調査にあたり、資料等として作成、取得された文書、図画、電磁的記録の一切 ②同●●●●に係る、市教委調査委員会（平成28年3月16日設置議決、平成29年6月12日解散）の調査にあたり、資料等として作成、取得された文書、図画、電磁的記録の一切 ③同●●●●に係る、茨城県教育委員会の●●●●年●月●●日人事発令通知書の発令にあたり、資料等として作成、取得された文書、図画、電磁的記録の一切	不開示 (存否応答拒否)
41	令和1年9月17日	教育委員会	学務給食課	①茨城県取手市公立学校●●（茨城県取手市立●●●●●学校●●）●●●●に係る、●●●●（●●●●）年●月●●日取手市立●●学校の●●の自殺事案に係る調査委員会の調査報告書の調査にあたり、資料等として作成、取得された文書、図画、電磁的記録の一切 ②同●●●●に係る、市教委調査委員会（平成28年3月16日設置議決、平成29年6月12日解散）の調査にあたり、資料等として作成、取得された文書、図画、電磁的記録の一切 ③同●●●●に係る、茨城県教育委員会の●●●●年●月●●日人事発令通知書の発令にあたり、資料等として作成、取得された文書、図画、電磁的記録の一切	不開示 (存否応答拒否)
42	令和1年10月1日	市長（総務部）	安全安心対策課	●●●●年●月●●日から同年●月●●日までの間に、●●●●●●より安全安心対策課空き家担当に提出された要望書。	部分開示 (個人情報) (法人情報)
43	令和1年9月30日	教育委員会	指導課	令和2年度使用教科用図書（小学校）の選定に関する資料一式（協議会の要項・議事録（第1回・第2回）・採択理由書・名簿 等）	全部開示
44	令和1年10月3日	教育委員会	指導課	・令和2年度小学校教科用図書採択協議会議事録（第九地区全教科） ・令和2年度小学校教科用図書調査報告書（道徳）全社分 ・令和2年度小学校教科用図書調査報告書（社会）全社分 ・令和2年度小学校教科用図書調査報告書（音楽）全社分	全部開示
45	令和1年10月17日	市長（まちづくり振興部）	環境対策課	●●●●年●●月●●日●●曜日、ゴミ収集における収集業者からの塵芥回収報告書	部分開示 (法人情報)
46	令和1年10月17日	教育委員会	指導課	令和2年度用 教科用図書採択に関する以下の資料・情報 ・選定協議会議事録（すべて） ・調査部会調査研究資料（※特別支援学級用を除くすべて） ・選定理由書（※特別支援学級用を除くすべて） ・選定協議会委員名簿 ・各調査部会の委員名簿（もしくは構成人数など公開できる情報） ・採択に関する日程がわかる資料	全部開示



受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
54	令和1年11月21日	市長（総務部）	市民課	<p>1. ●●●●年●●月●●日付●●●●●●●●●●通知書, まで●●●●●●●●●●に対する「●●●●●●●●」を理由とする●●●●●●●●●●によって、「印鑑登録に関するご注意」なる公文書が法的拘束力（住民に対する）を持たないことが確認された。当該公文書について、取手市の印鑑登録条例および規則条文に明記がないことも確認された。では、当該公文書が住民に対して法的拘束力を持つには、条例規則にその規定がない以上、他のどの法令等にその法的根拠が明示されているかを示せ。</p> <p>2. 取手市印鑑条例施行規則第9条の様式第9号には「保証人」とその「登録印」の欄がある。これは前記規則第2条(2)の「保証された書面」にあたる。当然、この「書面」があれば受理されるのだから、規則の示す条件を満たした保証人の登録印があれば、それで規則に定める条件を満たす。しかし市民課は、規則の規定がない「保証人が同行して、その人が保証人であることを示す、写真つきの自己証明を示さなければならない」（これを市民課は「お願いしております」と言う）と言うが、これについても条例規則等に規定は存在しない。前記「ご注意」同様、この「お願い」に住民が従うべき法的根拠を示せ。</p> <p>3. 前記1, 2を踏まえ、取手市は地方自治法第2条第2項に従っているいかなる法令を、当該印鑑登録条例, 規則等の何によって遵守しているかを示せ。</p> <p>4. 前記1について、市民課は条例規則等に規定が存在していない以上、前記1, 2に関する法的根拠が存在しないことを確認した。法的根拠の存在しないこと（事実上、市民課の言い分、根拠不明の公文書に同意しなければ新たに印鑑登録証を発行しない根拠を示せ。</p>	不開示 (文書不存在)
55	令和1年11月25日	市長（総務部）	市民課	<p>1. 取手市市民課が取手市印鑑登録証の登録証の発行に関して、「印鑑登録に関するご注意」なる公文書に従うことを住民に求める根拠を示せ。</p> <p>2. 自治体が住民に対する「お願い」について、「お願い」なる文言が法的根拠を明示せぬ限り、一切の法的拘束力を持たず、当然、これを拒むことができることが明白であり、しかも日本語の意味用法においても、相手の義務を一切含まぬにもかかわらず、前記「ご注意」及び「お願い」に従わねば前記市民課が印鑑登録証を発行しない法的根拠を示せ。</p> <p>3. 自治体の公務において、条例規則のほか、住民が従うべき義務について、明文化されていない法定等があれば、それをすべて示せ。</p>	不開示 (文書不存在)
56	令和1年11月25日	市長（総務部）	総務課	<p>●●●●年●●月●●日付の、取手市長藤井信吾名の(●●)について。</p> <p>1. 前記文書の2. 「●●の●●」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第15条第1項の前半「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて」という規定を無視して「●●」なる文書を「●●」としている。これを法的根拠としているらしい。これについて、取手市教育委員会はこれまでに行った取手市教育委員会あての●●●●●●●●●●において、取手市立図書館管理運営規則第14条の「別に定めるところ」なる文言が取手市立図書館利用制限要綱のみによることはすでに前記教育委員会自身が認めており、地方自治体の要綱が住民に対して法的拘束力を持たぬにもかかわらず、前記規則が法的有効性を有する旨、●●●●年●●月●●日の公文書で教育長伊藤哲は答えている。この事実は地方自治法第14条第2項が、住民の権利の制限を行うときは条例で定めなければならぬ旨、義務規定があるにもかかわらず図書館における新たな図書館の館外利用（貸出し）を停止し、その処分が前記自治法第14条第2項に（前記当該条例が不在であるにもかかわらず）違反している。従って取手市の主張する前記地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第15条第1項は適用されない。前記館外利用の停止処分が法令又は条例に違反していない法的根拠を示せ。</p> <p>2. 前記、自治体の規則が、前記要綱が法的拘束力を持たぬにもかかわらず、それのみによる規則が法的拘束力及び有効性をもちうる法的根拠を示せ。</p> <p>3. 前記図書館の図書館外利用の停止が前記自治法第14条第2項の住民の「権利の制限」にあたらぬ法的根拠を示せ。</p> <p>4. 前記地方教育行政の組織及び運営に管理に関する法律、が前記自治法第14条第2項より上位法である法的根拠を示せ。当然、これは前記教育委員会が前記自治法上に照らして一切法的根拠を示さず、前記3の行政処分を行っている事実を前提としている。</p>	不開示 (文書不存在)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
57	令和1年12月2日	監査委員	監査委員事務局	職員の賠償責任に関する監査結果について 1. 市長の監査請求書 2. この監査を行った監査委員の議事録全て及び監査に要したすべての資料	部分開示 (個人情報) (事務事業執行情報) (文書不存在)
59	令和1年12月13日	教育委員会	教育総務課	教育委員会定例会議録 2019年10月	部分開示 (個人情報)
60	令和1年12月20日	市長(政策推進課)	秘書課	市長の公務記録(●●月●●日)午前中	部分開示 (個人情報) (事務事業執行情報)
61	令和2年1月6日	市長(建設部)	道路建設課	1) 国道6号取手警察署地先交差点から青柳方向に通じる道路の拡幅に伴う土地買収に関して、地権者との協議が成されたと思う。買収に関する協議の内容及び買収に応じる条件等が記された文書(協議書)売買契約の条件文書 2) 該道路設計書及び公安委員会との協議書、歩道上中央に設置されているボールの設置に関する文書及び法的根拠となる法令等(条例・指示書等) 3) 2)に類似するボールが、ふれあい道路及びゆめみの”地先市道の歩道にも設置されているが、設置に関する関係文書 4) 戸頭小前街路灯配電柱と電柱の違い説明文書	部分開示 (個人情報)
61	令和2年1月6日	市長(建設部)	管理課	1) 国道6号取手警察署地先交差点から青柳方向に通じる道路の拡幅に伴う土地買収に関して、地権者との協議が成されたと思う。買収に関する協議の内容及び買収に応じる条件等が記された文書(協議書)売買契約の条件文書 2) 該道路設計書及び公安委員会との協議書、歩道上中央に設置されているボールの設置に関する文書及び法的根拠となる法令等(条例・指示書等) 3) 2)に類似するボールが、ふれあい道路及びゆめみの”地先市道の歩道にも設置されているが、設置に関する関係文書 4) 戸頭小前街路灯配電柱と電柱の違い説明文書	部分開示 (個人情報) (法人情報) (文書不存在)
63	令和2年1月17日	市長(総務部)	市民課	2019年7月1日から2019年12月31日までに付定であった取手市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居表示符定簿(所在地番・住居表示・符定年月日の記載のある一覧表)と該当の住居表示台帳(住居番号付定通知書は不要です)	全部開示
64	令和2年1月23日	市長(福祉部)	子育て支援課	子育て支援課と保健センターと障害福祉課が①市民の受診や入院を精神科病院へ依頼した ②市民を移送業者、民間救急へ精神科病院へ移送するよう依頼した 過去10年の情報全て	不開示 (個人情報) (文書不存在)
64	令和2年1月23日	市長(健康増進部)	保健センター	子育て支援課と保健センターと障害福祉課が①市民の受診や入院を精神科病院へ依頼した ②市民を移送業者、民間救急へ精神科病院へ移送するよう依頼した 過去10年の情報全て	不開示 (個人情報)
64	令和2年1月23日	市長(福祉部)	障害福祉課	子育て支援課と保健センターと障害福祉課が①市民の受診や入院を精神科病院へ依頼した ②市民を移送業者、民間救急へ精神科病院へ移送するよう依頼した 過去10年の情報全て	不開示 (個人情報)



受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
70	令和2年2月25日	市長（総務部）	情報管理課	取手市情報公開条例，取手市個人情報保護条例，取手市行政手続条例に係る理由付記（理由附記），理由の提示に係る，解説，通知や通達，職員研修や学習会等で使用された資料やレジメ等，その他それに類するものに係る公文書一切。その廃棄記録，上記の添付文書，上記の関連文書，上記に類する文書等々，とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。 なお，非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については，全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には，当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして，いかなる決定であれ，当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。	全部開示
70	令和2年2月25日	市長（総務部）	総務課	取手市情報公開条例，取手市個人情報保護条例，取手市行政手続条例に係る理由付記（理由附記），理由の提示に係る，解説，通知や通達，職員研修や学習会等で使用された資料やレジメ等，その他それに類するものに係る公文書一切。その廃棄記録，上記の添付文書，上記の関連文書，上記に類する文書等々，とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。 なお，非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については，全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には，当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして，いかなる決定であれ，当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。	全部開示
70	令和2年2月25日	教育委員会	教育総務課	取手市情報公開条例，取手市個人情報保護条例，取手市行政手続条例に係る理由付記（理由附記），理由の提示に係る，解説，通知や通達，職員研修や学習会等で使用された資料やレジメ等，その他それに類するものに係る公文書一切。その廃棄記録，上記の添付文書，上記の関連文書，上記に類する文書等々，とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。 なお，非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については，全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には，当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして，いかなる決定であれ，当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。	全部開示
70	令和2年2月25日	消防長	消防本部総務課	取手市情報公開条例，取手市個人情報保護条例，取手市行政手続条例に係る理由付記（理由附記），理由の提示に係る，解説，通知や通達，職員研修や学習会等で使用された資料やレジメ等，その他それに類するものに係る公文書一切。その廃棄記録，上記の添付文書，上記の関連文書，上記に類する文書等々，とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。 なお，非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については，全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には，当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして，いかなる決定であれ，当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。	全部開示
70	令和2年2月25日	議会	議会事務局	取手市情報公開条例，取手市個人情報保護条例，取手市行政手続条例に係る理由付記（理由附記），理由の提示に係る，解説，通知や通達，職員研修や学習会等で使用された資料やレジメ等，その他それに類するものに係る公文書一切。その廃棄記録，上記の添付文書，上記の関連文書，上記に類する文書等々，とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。 なお，非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については，全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には，当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして，いかなる決定であれ，当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。	全部開示



受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
79	令和2年3月10日	市長（総務部）	市民課	<p>1. 令和元年12月17日付で公布された取手市印鑑条例施行規則のどの箇所が地方自治法第14条②に規定される「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」とする定めに適合するか、その箇所を具体的に示せ。</p> <p>2. 前記規則が前記自治法の定めに該当しないと取手市が判断する場合、その法的根拠となる法令等を示せ。</p>	不開示 (文書不存在)
80	令和2年3月12日	市長（総務部）	総務課	<p>●●●●●●●●●●との●●契約書（直近の3年分）  ●●●●●●●●●●から提示された●●●●の●●規定 何度  かもらってればそのすべて  ●●●●年●月●●日に判決のあった裁判に関して●●●●●●●●  ●●●●●●●●から提示された●●規定  ●●●●年●月●●日に判決のあった裁判の●●●●●●●●について、  ●●●●●●●●●●との間で協議した内容のわかる文書</p>	部分開示 (法人情報) (文書不存在)
80	令和2年3月12日	市長（都市整備部）	中心市街地整備課	<p>●●●●●●●●●●との●●契約書（直近の3年分）  ●●●●●●●●●●から提示された●●●●の●●規定 何度  かもらってればそのすべて  ●●●●年●月●●日に判決のあった裁判に関して●●●●●●●●  ●●●●●●●●から提示された●●規定  ●●●●年●月●●日に判決のあった裁判の●●●●●●●●について、  ●●●●●●●●●●との間で協議した内容のわかる文書</p>	部分開示 (個人情報) (法人情報) (文書不存在)

※1 受付番号の49、58、62及び76については、申出により取下げとなったものです。

※2 個人情報等の権利利益を害するおそれがあるものについては、伏せ字で表記されています。

※3 「情報の内容」の欄は、開示請求者からの請求内容を上記の「※2」以外の部分は原本のとおり転記しています。